

神戸市交通局に対する業務監査の実施結果

項 目	主 な 取 組 み 状 況 等	所 見	回 答
1. 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項 (1) 地震などの大規模災害時における対応体制・訓練等について	- 神戸市交では、異常気象などの大規模災害等が発生する恐れがある場合又は地震等で大規模な災害が発生した際、神戸市交全職員に情報の伝達を可能とする連絡網や防災・復旧活動を実施するために配備すべき職員の参集人員等を定めた「防災組織計画」を策定している。 - 鉄道施設等の災害防止及び災害発生時の迅速かつ鉄道の的確な復旧を図るための災害対策本部の設置や対策本部における各業務分担等を定めた「高速鉄道災害対策要綱」、現場における乗務員、駅務員等が地震発生時、異常気象時等に対応すべき事項を定めた各種要綱が定められている。	近年、東南海・南海地震等を想定した防災意識が高まっている中、鉄道事業者に求められている役割は重要である。既に対策がとられているものについては、今後とも実効性を持つよう教育・訓練等を通じて現場に浸透させていくことが重要であり、利用者の安全確保の観点から、常日頃から万全な態勢を整えておく必要がある。	東南海・南海地震等の大規模災害発生に備え、駅係員に対しては定期的に避難誘導訓練や各駅の避難目標施設（地域）、応援体制についての教育を行っており、今後も継続的に実施していきたい。

	・ 非常時の神戸市交内の体制については、災害の規模、被害の状況によって異なるが、あらかじめ神戸市交内で決められた人員が参集することとしており、神戸市域内で震度５弱以上の地震が発生した際には、全職員が参集することになっている。 ・ 駅における旅客の避難誘導については、各駅に備え付けられている「駅関係作業要領」に基づき、避難誘導及び案内整理を担当する駅務員は、非常放送等により旅客の混乱防止に努め、適切な指示を行いつつ、旅客を安全な方向へ誘導を行うこととしている。 ・ 地下鉄海岸線沿いは津波による被害警戒区域に指定されていることから、各駅の駅務員には、津波警報発令時における主要避難経路図を携行させている他、一部の駅構内には津波避難目標施設名が入った案内誘導看板が掲げられている。		
--	--	--	--

	・ 避難場所の具体的な位置を示した案内図については、各駅の構内において旅客が即座に認識できる箇所等への掲示並びに駅務室内においても案内図のコピー等が備え付けられていなかった。 ・ 大規模災害等に備えた訓練・教育については、地震発生による津波到来を想定した訓練や、隧道内での列車火災事故等を想定した訓練を警察、消防等の部局と合同で毎年定期的実施している。 ・ 机上では、全職員を対象に年2回の教育訓練を、前期・後期に分けて計4回行っており、テーマは毎年異なるが、各種要綱・作業要領等の周知徹底、南海・東南海地震を想定し津波が発生した際の対策等に関する訓練が行われている。	・ 大規模な地震は、何時発生するか不明で、万一発生の際は、案内図の各駅への掲示を行うことで、駅構内の旅客の混乱を防止し、円滑な避難が実施されることとなり、駅係員の旅客対応の負担軽減も想定されることから、今後改善が望まれる。	・ 地震発生時の津波警報発令時の避難先として、現在、和田岬駅と御崎公園駅については、近隣避難目標施設へ誘導する蓄光式誘導標識（ピクトサイン）を設置している。 それ以外の駅についても、地域で避難目標施設（地域）が決定され、周辺道路等に誘導標識が設置されているところについては順次、同様の標識を設置していく。 また、地域で避難目標施設（地域）が決定していない駅については、当局が指定している安全な場所（地域）に誘導する簡易案内表示を設置し、円滑な避難誘導と駅係員の旅客対応の負担軽減を図りたい。
--	--	---	---

(2) 帰宅困難者対応について	・ 神戸市交における帰宅困難者対策は、市の帰宅困難者対応指針において、公共交通事業者には、安全な場所への誘導等、利用者保護のために必要な措置を講ずることとしており、それを踏まえ、旅客を地下空間で滞在させることのリスクを勘案し、旅客を地上の避難場所等への誘導することを第一と考えており、現在のところ、駅での利用者の一時滞留スペース及び飲料水等の備蓄物資の配備は行われていない。 ・ 市産業振興局との間で協定を締結し、大倉山駅構内の会議室を市の災害対策用の備蓄倉庫として活用できるよう、スペースの提供を行っている。 ・ 市の防災部局が中心となり形成している三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会に交通事業者として参画しており、周辺の大規模集客施設や周辺企業、その他の交通事業者等と共同で行っている帰宅困難者対応訓練へ参加するとともに、三宮駅周辺の避難誘導に関する手順等を記載した	・ 帰宅困難者対策については、平成24年9月に、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、これを踏まえ、鉄道局からは、鉄道事業者自ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に行うよう要請しているところである。 ・ 大規模災害時には、大量の帰宅困難者の発生が想定されるところ、鉄道事業者単独での対策には限界があることから、地方自治体、民間事業者等、多様な関係者が連携し、官民の適切な役割分担の下、対策を進めることが重要であり、鉄道事業者においてもその役割の下、自ら取り組むことが可能なものについては積極的に実施していく必要がある。	・ 帰宅困難者対策としては早期に列車運行を再開することが帰宅困難者の解消に繋がると考えている。今後も、交通局として、可能な事項について、検討を続けて行きたい。 ・ 神戸市危機管理室をはじめとする各関係先と災害発生時の必要な広報や情報の配信方法についても協議を深めたい。
------------------------	---	---	---

	マニュアルの策定に向け帰宅困難者対策の議論を進めている。	・ 今後の帰宅困難者対策の進展が期待されるところである。	・ 地域全体で継続的に協議を進め、有効な対策を講じていきたい。
--	-------------------------------------	--	---